

4. 都市施設整備の方針

(1) 交通施設の方針

1) 道路整備の方針

◆ 基本的な考え方

本市の道路網は、国道42号、国道311号などの幹線道路と、これらの幹線に連絡する県道・市道で構成されており、順次改良が進められています。また、高規格幹線道路の熊野尾鷲道路（Ⅱ期）の整備が進められています。

本市の都市計画道路は12路線あり、地域の状況に併せて改良、修繕、整備が進められています。

このような状況をふまえて、本市の道路に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- 市民生活を豊かにし、生産、経済活動を高める、県内外への広域交流流通ネットワークの拡充に伴い、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路を活かした道路整備を促進します。
- 南海トラフ地震などの災害に備え、緊急物資の輸送や避難路の確保のための道路ネットワークの強化を図ります。
- 安全で快適な歩行者空間を確保し、人にやさしい道づくりに努めます。



熊野尾鷲道路（Ⅱ期）（小原野地区）



都市計画道路尾鷲港新田線

◆ 整備方針

市内幹線道路の形成と避難ルートの確保
<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路については、広域幹線道路と市街地の一体性を高める道路づくりとともに、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路と連携する市内幹線道路のネットワークの構築に努め、市外からの来訪者等の円滑な誘導を図ります。 ・地震等の災害時の避難路や、救援活動や緊急物資輸送ルートの確保など、災害に強い道路の形成を図ります。
都市計画道路の整備促進及び見直しの検討
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路については、地域住民の理解と協力を得ながら、地域の活性化や都市防災、避難ルートなどの基本的な考え方をふまえた道路の形成を図ります。 ・都市計画道路のうち、計画決定から長期にわたり整備未着手となっている路線については、都市計画道路の役割や必要性の変化をふまえた上で、「廃止・変更・存続」といった見直しを検討します。
生活道路の整備及び適切な管理
<ul style="list-style-type: none"> ・市道などの生活道路は、買い物や通学、通院などの利用目的、高齢者や障がい者などの利用者を考慮し、全ての市民が安心して利用できるよう、人にやさしい道づくりを推進します。 ・安全で安心な道路使用には、維持管理が重要であることから、普段の利用者である自治会等との連絡を密にし、利用者にやさしい道路の維持管理を推進します。
安全で憩いの場となる道路環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・人や自転車などが安全に利用できる道路づくりや段差解消など、利用する全ての人々が安心して移動できる道路環境づくりに努めます。 ・市民にも来訪者にもわかりやすい道路標識板や案内板の設置に努め、利用しやすい道路環境づくりに努めます。 ・道路沿いの空き地等を利用したポケットパークの整備やベンチや花壇の設置など、利用者の憩いの場となる道路環境づくりに努めます。 ・災害発生時における安全な避難等を考慮し、街路灯を設置するなど安全な道路環境づくりに努めます。

2) 公共交通整備の方針

◆ 基本的な考え方

本市の公共交通機関は、鉄道（JR紀勢本線）、路線バス（高速バス1路線、路線バス3路線）及びふれあいバス（5路線）が運行しています。

このようななか、「尾鷲市地域公共交通網形成計画」に基づき、本市の公共交通に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- 地域ごとの特性に応じた公共交通網の形成とサービスの確保を図ります。
- まちづくりと連携した総合的な地域公共交通の確保を図ります。



JR 尾鷲駅



ふれあいバス

◆ 整備方針

公共交通のネットワークの形成
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道・高速バス・路線バスとふれあいバスとの接続に配慮した公共交通ネットワークを形成します。
ふれあいバスの利便性の向上
<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいバスは、地区センター管内から市街地まで直接連絡するルートを確認するとともに、地域の鉄道駅との接続にも配慮し、選択性と利便性をより高めたネットワークを確保します。
民間事業者と行政の共存共栄
<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの形成にあたっては、交通事業者間の競合が発生しないように留意します。 ・個人の個別移動への対応にあたっては、民間事業者と行政との役割分担を行い、それぞれの共存共栄を図ります。

(2) 公園・緑地及び自然環境の方針

1) 公園・緑地整備の方針

◆ 基本的な考え方

本市には6つの都市公園があるものの、平坦地が少ないという本市特有の地形から、子どもの遊び場やコミュニティの場としての公園が十分とはいえず、また、市街地や集落では地震などの災害に対応する避難場所などの確保が望まれています。

本市域のリアス式海岸沿いは吉野熊野国立公園に指定されており、これらの自然環境を活用した市民や来訪者のための公園・緑地の活用が望まれています。

このような状況を踏まえ、本市の公園・緑地に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- 市民の憩いとふれあいの場であるとともに、災害時、緊急時などの避難場所となる公園・緑地づくりを進めます。
- 市民との協働により、公園・緑地の維持管理に取り組むとともに、うるおいのある豊かな公園・緑地づくりを進めます。



中村山公園



野地町駅前児童公園

◆ 整備方針

自然公園の保全と活用
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の吉野熊野国立公園区域やその周辺地域では、動植物の保護及び海岸や森林等の保全を図るなど、豊かな自然環境の保全・形成に努めます。 ・吉野熊野国立公園や地域の歴史的な景勝地等の自然景観が活かせるオープンスペースの創出などについて、自然環境や植生にも配慮し、その活用について検討します。
都市公園の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊び場やコミュニティの場として、歩いて行ける公園の「街区公園」や、地域のレクリエーション活動の拠点として、だれもが安心して快適に多目的な利用ができる「近隣公園」、また、災害時に防災拠点として機能する都市公園など、それぞれの機能、目的にあった都市公園の整備、充実を図ります。 ・中部電力尾鷲三田火力発電所跡地を活用した、おわせ SEA モデル構想の地区内に、運動施設等が整備された都市公園の整備を図ります。
愛着がもてる公園の整備とオープンスペースの確保
<ul style="list-style-type: none"> ・計画から維持管理まで、住民参加による公園づくりを促進し、住民が愛着を持てる公園整備を図ります。 ・宅地開発事業などで創出される公園・緑地や、空き地や廃校、休校となった小中学校の校庭などを活用し、憩いの場となる身近なオープンスペースの確保、災害時の避難場所の利活用を図ります。 ・公園にある遊具等については、老朽化して危険な遊具の撤去や更新等について、計画的に整備を推進します。

2) 自然環境保全の方針

◆ 基本的な考え方

本市は、海と山に囲まれた豊かな自然環境に恵まれており、日々の暮らしのなかで自然環境からさまざまな恩恵を享受しています。

本市の自然環境保全に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- 「尾鷲市環境基本条例」などに基づき、本市の豊かな自然環境の保全を図り、地域の特性に応じた自然環境の適正な活用に努めます。
- 造林未済地の解消や無秩序な開発行為を規制するなど、森林の持つ多様な機能を保全し、豊かで清澄な水質を確保することにより、自然に恵まれたうるおいとやすらぎのある快適な自然環境づくりを目指します。



吉野熊野国立公園



尾鷲ヒノキ

◆ 整備方針

自然環境保全の推進

- ・ 自然環境の保全に対する市民意識の高揚に努めるとともに、関係機関と連携し、市民と行政が一体となった自然環境保全の推進体制づくりに努めます。
- ・ 大気及び河川・海域など、環境観測による汚染状況の的確な把握に努めます。
- ・ 開発行為については、都市計画法に係る開発許可制度等により、三重県と連携し適正な規制、指導を図ります。
- ・ 産業の活性化を図るにあたっては、周辺の山林や河川・海浜などの自然環境や動植物の生態の保全に配慮します。

生態系に配慮した取組の推進

- ・ 多自然型工法による河川の整備により、貴重な動植物の生態系の保護・再生を図ります。
- ・ 身近な水辺や荒廃農地、公園等で市民や事業者等と協働で、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や植物の生育環境の復元・創出を図ります。

(3) 河川・下水道の方針

1) 河川整備の方針

◆ 基本的な考え方

本市には、二級河川が9水系、13河川あり、これらの河川は、治水事業が進められていますが、尾鷲地区の市街地や周辺集落の一部では、水害が発生しやすい地形となっており、台風や豪雨などの状況によっては、浸水被害が発生しています。常に雨の多い東紀州の天候による水災害への対応のため、引き続き治水対策を進めていく必要があります。

このような状況をふまえて、本市の河川に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- 本市の河川については、親水機能や生態系にも配慮した総合的な治水対策を図るとともに、引き続き河川改修、治水事業、砂防事業などの促進により、浸水被害の解消を図ります。



北川



中川

◆ 整備方針

河川改修、治水事業、砂防事業などの促進

- ・河川の浚渫や砂防事業等に関して、河川管理者に対して整備を要望するなど、安全で安心な市民生活の確保を図ります。

浸水対策の推進

- ・台風や豪雨による浸水被害への雨水排水対策として、市が管理する水路等については、除草、土砂撤去等の作業や修繕等、定期的な維持管理を行います。
- ・現地調査等により浸水被害の状況を把握し、三重県が管理する河川に対しては、浸水地区の解消に向けた対策を要望します。

2) 下水道整備の方針

◆ 基本的な考え方

本市の下水道に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- 公共用水域の水質保全を図る、実現可能な整備の促進を図ります。

◆ 整備方針

実現可能な整備の推進
・ 個人設置型の合併処理浄化槽の設置の促進を図るため、市民に対して設置の必要性の周知を図るとともに、設置に対する補助事業の継続や充実を検討します。

(4) 上水道・簡易水道の方針

1) 上水道・簡易水道整備の方針

◆ 基本的な考え方

本市には、給水能力1日 14,500 m³の上水道施設と、1日 3,078 m³の簡易水道施設があり、安全・安心で良質な水の安定供給を行っています。

このような中、本市の上水道、簡易水道の基本的な考え方は、次のとおりとします。

- 水の安定供給を図るため、老朽管の布設替え、安定した給水能力の維持や災害時に対応できる施設整備を推進します。
- 簡易水道については、安定した給水能力の維持を図るための施設整備などを進めます。
- 水質検査の実施などにより、安全で良質な水の安定供給を行うとともに、効率的な事業運営に努めます。



尾鷲市水道部



桂山配水池

◆ 整備方針

老朽施設の計画的更新及び効率的な施設管理

- ・水の安定供給を図るため、老朽管の布設替えやポンプ設備や電気機械設備の取替等、計画的な更新を進めます。
- ・水量・水圧不足を解消するため、配水管の口径拡大などにより水の安定供給を図ります。
- ・矢ノ浜浄水場の更新事業の実施に併せて、集中監視システムを活用し、効率的な施設管理の運営を図ります。

水源の保護及び災害時への対応

- ・尾鷲市水道水源保護条例により、安全・安心で良質な水を供給するために重要な水源の保護を図ります。
- ・尾鷲市地域防災計画に基づいた、応急給水・応急復旧体制の整備を図ります。

(5) 生活環境施設の方針

1) 生活環境施設整備の方針

◆ 基本的な考え方

本市には、生活環境に必要なその他の都市施設として、ごみ処理施設、し尿・浄化槽汚泥処理施設、斎場などがあります。なお、墓地は光ヶ丘をはじめ、20数か所に分散しています。

本市の生活環境施設の基本的な考え方は、次のとおりとします。

- ごみの減量化、再資源化を進め、適正処理をさらに推進するとともに、ごみを適正に処理するためのごみ処理施設の効率的運用と維持管理を図ります。
- 広域ごみ処理施設については、今後の整備状況をふまえ、都市施設としての都市計画への位置づけなどを検討します。また、広域ごみ処理施設の整備に合わせて、本市の資源ごみストックヤードについても、広域施設に近接した場所での施設整備を検討します。
- し尿等処理施設は適切な維持管理に努め、合併処理浄化槽の設置を推進し、効率的な生活排水処理を図ります。
- 斎場については、市民の心のやすらぎと慈しみの場となるよう、周辺の環境に配慮し、適正な管理運営に努めます。
- 墓地については、周辺住民の協力のもと適正な管理を図ります。



クリーンセンター



斎場

◆ 整備方針

ごみ処理施設
<ul style="list-style-type: none">・ 既存のごみ処理施設については、定期的な測定検査による環境への配慮とともに、処理施設の点検、整備を行うことにより適正管理に努めます。・ 広域ごみ処理施設の整備に向け、2市3町で連携して計画的に進めます。
し尿・浄化槽汚泥処理施設
<ul style="list-style-type: none">・ 尾鷲市クリーンセンターに搬入されるし尿・浄化槽汚泥は、廃棄物の再資源化策として、処理過程で発生する脱水汚泥をたい肥化し、その活用を推進します。
斎場・墓地
<ul style="list-style-type: none">・ 斎場施設の老朽化に伴い、計画的な修繕を行い、適正な管理運営に努めます。・ 都市計画道路の整備に伴い移転が計画されている墓地については、都市計画道路の早期供用開始を目標に、三重県と連携し、整備の促進を図ります。

(6) 港湾の方針

1) 港湾整備の方針

◆ 基本的な考え方

本市には、重要港湾の指定を受けている尾鷲港と地方港湾の賀田港、三木里港があり、基本的な考え方は、次のとおりとします。

○ 尾鷲港

かねてから木材及び漁獲物の集積地として重要な役割を果たしてきた尾鷲港は、東紀州における海の玄関口であるとともに、救援物資等の備蓄、集散上の拠点そして防災拠点として広域的な拠点となっています。また、「世界遺産・熊野古道」への来訪者が増加するなか、観光振興の拠点としての充実が求められており、「漁業・物流・防災・観光」の多岐にわたり重要な役割を担うことが期待される港湾です。

防災機能については、平成23年度に耐震強化岸壁の整備が完了し、充実が図られました。

しかしながら、依然として人流と物流が分離されておらず、安全性と環境面が問題となっており、市民等が憩い賑わえる空間が確保されていない状況であり、また、船舶の大型化により、港への着岸が困難であるなど、大規模震災時の緊急物資等の輸送や救助活動に支障をきたす状況となっています。

このため、船舶の寄港地や水揚げ基地としての再生や大規模震災時の円滑かつ迅速な緊急物資等の輸送や救助活動などの拠点を指すとともに、交流拠点として市民等が憩い賑わえる空間の創出と観光振興の拠点として、自然・景観・歴史文化・食・レクリエーションなど、背後地の資源を活かした観光振興施策の充実を図ります。



尾鷲港



同左

○ 賀田港・三木里港

両港とも世界遺産・熊野古道沿いに位置していることから、世界遺産・熊野古道と連携した集客交流などの観光振興施策の充実を図るとともに、産業基盤施設として周辺の生活環境に配慮します。



賀田港



三木里港

◆ 整備方針

尾鷲港	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の緊急物資等の海上輸送等を確保するため、防災緑地づくりと大型船舶を係留できる大型公共岸壁づくりの促進に向け、港湾管理者である三重県への要望活動を推進します。 ・今後の尾鷲港港湾計画をふまえて、土地利用計画など、水産関係団体と協議を図りながら調査、検討を進めます。 ・おわせ港まつりなど海を活かしたイベントを充実させるとともに、港湾の多目的利用を図り、市内外からの誘客を図ります。 ・住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、登録される「みなとオアシス」の認定に向け、尾鷲港を中心とした商業関連事業について検討します。 	
賀田港・三木里港	
<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産・熊野古道等と連携した集客交流機能の充実に努めるとともに、周辺の生活環境に配慮します。 	

(7) 住宅・住環境の方針

1) 住宅及び住環境整備の方針

◆ 基本的な考え方

本市における住宅及び住環境の基本的な考え方は、次のとおりとします。

- 公営住宅については、市民のニーズに対応した整備を進めます。
- 快適な居住環境の形成を図ります。



市営住宅（和泉団地）



市営住宅（山辺団地）

◆ 整備方針

公営住宅の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅は、尾鷲市営住宅長寿命化計画に基づき、適正な公営住宅の管理の推進を図ります。
居住環境の向上
<ul style="list-style-type: none"> ・ まち並みや地域特有の景観に配慮しながら、道路、排水施設、公園などの生活基盤施設の整備により快適な居住環境の形成を図ります。
宅地開発の適正な指導
<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な居住環境の創出のため、都市計画法の開発許可制度などにより、三重県と連携し、無秩序な開発の防止を図るため、宅地開発に対する適切な指導を推進します。

(8) 都市防災の方針

1) 都市防災推進の方針

◆ 基本的な考え方

本市では、毎年の台風や集中豪雨などによる風水害や、将来発生が予想される南海トラフ地震による甚大な都市災害など、市民の生命や生活が脅かされる様々な災害が予想されており、都市防災の役割が高くなっています。

このようなことから、本市の都市防災に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- 尾鷲市国土強靱化地域計画に基づき、災害に強いまちづくりをめざして、公共施設の整備促進、木造密集市街地の改善方策の検討、都市防災力、消防力の増強と避難救急救助体制や防災拠点及び避難、救援ルートの充実に努めます。
- 地震・津波の災害のリスクの高い区域については、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」で示された土地利用検討区域の設定を検討し、土地利用や防災・減災の施策の取組を図ります。
- 土砂災害の危険性の高い地域では、市街化を抑制するほか、水源涵養機能を持つ山林等の保全を図り、災害の防止に努めます。
- 情報伝達機能の強化、広域応援体制づくりなどを推進します。
- 市民の防災意識の高揚と自主防災組織の充実など、防災体制の強化を図ります。



防災センター



都市計画道路尾鷲港新田線

◆ 整備方針

防災拠点、消防団施設及び避難ルートなどの充実
<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州（紀北）広域防災拠点と尾鷲港を結ぶ都市計画道路尾鷲港新田線の整備の促進を図るとともに、尾鷲総合病院や尾鷲市防災センター等の防災拠点をつなぐネットワークの強化を図ります。 ・災害時に安全に避難ができる避難ルートの確保、整備を図ります。 ・消防団施設や資機材の充実を図り、地域防災機能の向上を図ります。
防災情報の共有化と情報伝達手段の再構築
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの防災無線に加え、本市独自のワンセグ放送を実施し、全世帯に端末を配布するなど、迅速かつ正確な防災行政情報の提供を推進します。 ・情報伝達技術の進歩を注視し、適切な伝達方法の検討を行います。
避難路・避難場所、防災施設の整備や建築物の耐震化等の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年以前の木造住宅においては、耐震診断の補助を行なうなどにより耐震化を促進し、避難路の確保を図ります。 ・公共施設については、災害時の防災拠点や避難場所等としての機能を確保するため、公共建築物の耐震化を計画的に進めます。 ・津波対策として、津波の高さが見直され浸水域も更に高い場所まで達することが予想されることから「さらに高い所へ避難する」ことを周知するとともに、避難路の整備など、命を守る施策を推進します。 ・海岸部では、侵食や高潮防止対策として、防潮堤防等の海岸保全施設の整備を行い、市街地や集落では、消防水利施設の整備や浸水被害防止のためのポンプ施設等の防災施設の整備を促進します。

(9) 景観の方針

1) 景観形成の方針

◆ 基本的な考え方

本市では、現在、「うみ」「やま」の資源を活かした集客交流などを促進するため、その方法のひとつとして、各地域において良好な景観づくりについて検討が行われています。

これをふまえて、本市の景観形成の基本的な考え方は、次のとおりとします。

① 景観構造を特徴づける地形の保全

熊野灘に面した美しいリアス式海岸とその背景にせまる起伏に富んだ紀伊山地に代表される海と山の地形は、本市の景観構造を大きく特徴づけていることから、これらの保全を図ります。

② 世界遺産・熊野古道の景観の保全

世界遺産である熊野古道の苔むした石畳の残る景観や、市街地を通る熊野街道沿いの古いまち並みは伊勢と熊野を結ぶ歴史ある景観であることから、これらを保全します。

③ 景観資源や眺望景観の再発見

市民が誇りと愛着の持てる尾鷲らしい景観を守り、育てるため、海と山の風土を醸し出す景観資源の抽出、再発見に努めるとともに、本市の地形的な特徴から創出される美しい眺望景観を楽しむ視点場の再発見と眺望景観の保全に努めます。

④ 培われてきた文化的景観の保全

尾鷲ヒノキに代表される森林景観や漁業集落の景観などは、自然と人間の営みや生業によって培われてきた文化的景観として重要であることから、これらの保全を図ります。



熊野街道のまち並み



須賀利の集落

◆ 整備方針

景観法に基づく景観形成

- ・本市における良好な景観の形成を実現化するため、市域全域を対象として、国や三重県と連携して景観法による緩やかな規制誘導を図ります。
- ・良好な景観の形成が特に必要な地区で、「にほんの里 100 選」に選定された須賀利地区をはじめ、特色のある固有の漁業集落景観や熊野街道沿いの歴史的なまち並みなどについては、地域住民の合意のもとに優先的にまちづくり活動につながるよう目標を定めるとともに、将来は景観地区や地区計画などの都市計画制度の活用を検討します。

(10) 市民と行政の協働による都市施設整備の方針

都市施設の整備にあたっては、地域経済の動向や財政事情もふまえながら、本市の特性や地域の個性と意向及びまちづくりの体制を十分に把握した上で、都市計画制度などの導入や事業計画、整備計画の策定を行うとともに、市民と行政の協創、協働により推進します。